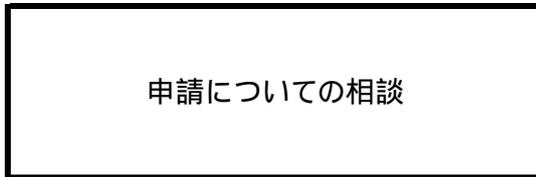


申請の受付までの流れ

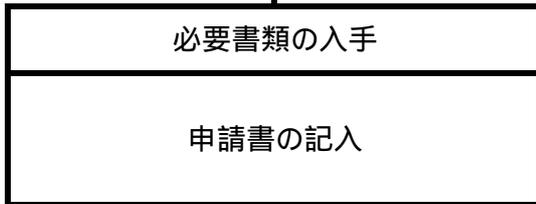
農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。また、申請書の受付は月末締切とし、翌月の中旬に許可書を交付することで、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは下記のとおりです。



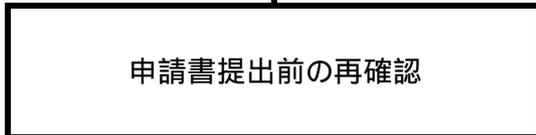
農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所内
北棟 4階 0742-34-1111(代表)
0742-34-4776(直通)

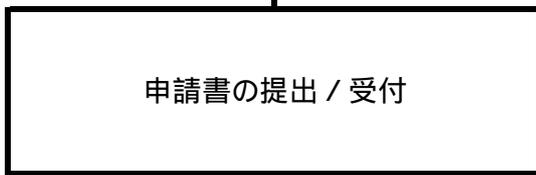


別添の必要書類一覧表をご参照ください。
なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。

申請内容に応じ、内容をご記入ください。
申請書は、農業委員会事務局又はホームページからダウンロードできます。

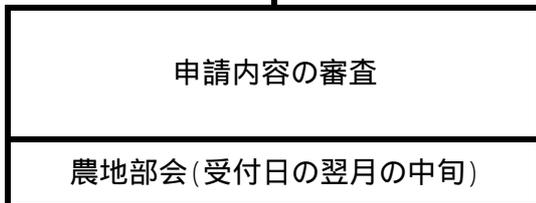
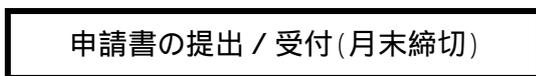


記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。
申請前にもう一度、必要書類をご確認ください。



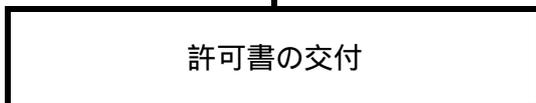
申請書の提出は、農業委員会事務局までお越しく下さい
受付の締切日は、月末(ただし、11月・12月は早くなります。)また、その日が土曜日・日曜日又は祝日の場合は、直前の開庁日となります。
「申請書受付のお知らせ」をお渡しいたしますので、許可書の交付までの流れをご確認ください。

受付から許可書交付までの流れ



申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方への確認及び現地調査を行います。

農地部会で許可・不許可について審議し、農業委員会の決定を行います。



許可されますと、農業委員会事務局から申請者へご連絡いたします。申請者の方は、印鑑(受取^印)を持参のうえ、農業委員会事務局までお越しく下さい。